



## 公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部 守一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務

長野県税務電算システム再構築業務委託 一式

#### (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

#### (3) 履行期間

契約締結日から平成29年6月30日まで

#### (4) 入札方法

ア 價格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（「総合評価一般競争入札」という。）により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める技術提案書及び入札書を提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去に種類及び規模を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

### 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に格付けされていなければ、入札に参加することはできません。

#### (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

#### (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

#### (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026 (235) 7079

### 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁 西庁舎2階 税務課分室

長野県総務部税務課税務電算係

電話 026 (235) 7052

### 5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成26年5月19日(月) 午後2時

(2) 場所 長野県庁 西庁舎1階108号会議室

## 6 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 技術提案書の提出期限及び提出場所

ア 日時 平成26年6月20日(金) 午後5時

郵送により技術提案書を提出する場合は、書留郵便に限るものとし、6月20日(金)午後5時までに必着とします。

イ 場所 4の場所

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年6月25日(水) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階106号会議室

郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便に限るものとし、4の場所へ6月25日(水)午前10時までに必着とします。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年6月6日(金)午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

別記「長野県税務電算システム再構築業務委託落札者決定基準」によります。

## 7 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 8 Summary

## (1) Nature of service to be purchased:

Development of a set of a taxation computer system for Nagano Prefectural Government

## (2) Contract Duration:

From the first day of the contract term through June 30, 2017

## (3) Contact place for information about the tender; description/conditions/ other inquiries:

Taxation System Section, Taxation Division, General Affairs Department, Nagano Prefecture

692-2 Habashita, Minami-Nagano, Nagano City

TEL: 026-235-7052 (Japanese only)

## (4) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 1:30pm, June 25, 2014

Place: Meeting Room #106, Nagano Prefectural Government West Annex

## (5) Time limit and the mailing address by mail:

Tenders must arrive no later than 10:00am, June 25, 2014

Address: Taxation System Section, Taxation Division, General Affairs Department, Nagano Prefecture

380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

## 別記

長野県税務電算システム再構築業務委託落札者決定基準

## 1 目的

この基準は、長野県税務電算システム再構築業務委託の総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、入札価格及び入札価格以外の条件が最も有利な者を決定するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 落札者の決定方法

### (1) 落札候補者の決定方法

- ア 予定価格制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、技術提案の内容、入札価格等の評価を行う。
- イ 落札候補者は、アの評価による入札価格に関する評価点（以下「価格点」という。）と入札価格以外の条件に関する評価点（以下「価格以外の評価点」という。）との合計（以下「総合評価点」という。）が最も高い者とする。
- ウ 価格以外の評価点は、技術提案に対する評価点（以下「技術評価点」という。）とライフサイクルコストに対する評価点（以下「LC点」という。）の合計点とする。

(2) (1)において、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点も同点のときには価格点の高い者を落札候補者とし、価格点も同点のときは、これらの者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、これらの者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代えて、入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者は、地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、学識経験者の意見を聴いた上で決定する。

## 3 総合評価点の配分

満点は2,000点とし、各評価点の内訳は次のとおりとする。

- (1) 価格点 500点
- (2) 価格以外の評価点 1,500点（技術評価点 1,300点、LC点 200点）

## 4 価格点

価格点は、次の算式により算出する。

価格点 = (1 - 入札価格 ÷ 予定価格) × 500点

## 5 技術評価

### (1) 評価方法

技術評価は、技術提案書と提案者の行うプレゼンテーションをもとに別表第1「評価項目一覧」に基づき総合評価審査会（以下「審査会」という。）が行う。

### (2) 技術評価の基準点及び配点

技術評価の分野ごとの基準点及び配点は別表第2のとおりとし、当該分野のうち機能要件の税目の基準点及び配点は別表第3のとおりとする。

### (3) 技術評価点

技術評価点は、評価項目ごとに次の算式により算出する。

評価项目的得点 = 各項目の得点の合計 ÷ 各項目の満点の合計 × 各項目の配点

### (4) 評価项目的採点基準及び採点方法

#### ア 非機能要件基準

技術提案書の内容が仕様書の内容に合致しているかを次の表に基づいて判断し、採点する。

記載内容	記載がある	具体性がある	明確性がある	不都合がない	有用な提案である	配点
要求仕様を満足しており、その実現内容が具体的かつ明確である。さらに有用な提案が加味されている。	○	○	○	○	○	配点の満点 × 1
要求仕様を満足しており、その実現内容が具体的かつ明確である。	○	○	○	○	×	配点の満点 × 0.7
具体的で明確な内容ではあるが、一部不都合がある。	○	○	○	×	×	配点の満点 × 0.5
要求仕様の実現に対して具体性がない、又は不明瞭な部分がある。	○	○	×	×	×	配点の満点 × 0.2
	○	×	×	×	×	
要求仕様に対する提案が記述されていない。	×	×	×	×	×	0

#### イ 機能要件基準

技術提案書の内容が仕様書別紙の内容に合致しているかを次の表に基づいて判断し、採点する。

機能要件	記載がある	具体性がある	明確性がある	不都合がない	標準機能である	有用な提案である	配点
要求仕様を満足しており、その実現内容が具体的かつ明確である。さらに有用な提案が加味されている。	○	○	○	○	○	○	配点の満点×1
要求仕様を満足しており、その実現内容が具体的かつ明確である。しかも、パッケージ標準機能として実装されている。	○	○	○	○	○	×	配点の満点×0.7
要求仕様を満足しており、その実現内容が具体的かつ明確である。なお、カスタマイズ又は代替機能で実現されている。	○	○	○	○	×	×	配点の満点×0.5
具体的で明確な内容ではあるが、一部不都合がある。又は、要求仕様の実現に対して具体性がないか、不明瞭な部分がある。	○	○	○	×	×	×	配点の満点×0.2
	○	○	×	×	×	×	
	○	×	×	×	×	×	
要求仕様に対する提案が記述されていない。	×	×	×	×	×	×	0

(注) 記載に当たっては、実現方法を明記すること。なお、必須の提案内容に対して次の事項が見受けられる場合は、失格とする。

(7) 実現不能

(4) 記載なし

(ウ) 実現方法の記載と認められないもの

ウ 追加提案

追加提案は、別表第1に規定する分野の第5から第9まで、第10から第15まで及び第16のそれぞれについて提案を求める。採点は、ア及びイによらず、審査会の討議により行う。

## 6 L C点

L C点は次の算式により算出する。

$$\text{L C点} = (1 - \text{見積価格} \div \text{予定価格}) \times 200\text{点}$$

## 7 その他

(1) 有効桁

算出した各評価点の小数点第2位はそれぞれ四捨五入とする。

(2) 評価の非公表

ア 評価内容については、財務規則第157条の11に規定されている範囲以外は公表しない。

イ 入札参加者に対しては、落札者及び当該入札参加者以外の応札者名を伏せた上、各応札者の価格点、技術評価点（機能要件、機能要件以外）及びL C点を通知し、失格となった者についてはその理由を併せて通知する。

(別表第1)「評価項目一覧」

分野	仕様書対応項目	評価項目	配点	提案依頼事項等	提出
第1 全体評価		1 全体評価	15	再構築する目的の認識	必須
第2 企業評価		2 企業の実績	5	都道府県又は政令指定都市での税務に関する基幹情報システム開発実績	必須
		3 企業の取組・資格等	5	ISO9001(品質マネジメントシステム)、ISO14001(環境マネジメントシステム)、ISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)、プライバシーマークなど、本調達に有益と考える企業としての取組・資格等及びその有益と考える理由	必須
9 特記事項		4 地域貢献	50	県内経済活性化の観点から、本調達業務を実施するに当たり県経済、雇用等に貢献できると思われる内容	必須
第3 基本要件	6.1 基本要件	5 業務基本要件	60	本システムを構築するに当たっての基本的な考え方及び設計思想	必須
第4 機能要件	6.2.1 業務処理機能	6 業務・機能要件(機能一覧)	500	各項目に関する提案。「標準」「カスタマイズ」「代替提案」「実現不可能」の別及びシステムへの実装方法を説明すること。	
		自動車税	(60)	各項目に関する提案。「標準」「カスタマイズ」「代替提案」「実現不可能」の別及びシステムへの実装方法を説明すること。	必須
		法人三税	(55)		必須
		個人事業税	(30)		必須
		不動産取得税	(40)		必須
		県民税利子割 [配当・譲渡]	(25)		必須
		ゴルフ場利用税	(20)		必須
		軽油引取税	(35)		必須
		個人県民税	(15)		必須
		県たばこ税	(10)		必須
		鉱区税	(10)		必須
		自動車取得税	(10)		必須
		狩猟税	(10)		必須
		収入管理	(60)		必須
		共通	(30)		必須
		滞納整理	(45)		必須
		宛名	(45)		必須
第5 業務要件	6.2.2 帳票要件	7 帳票要件	20	帳票等に関する利用者の利便性向上に資する事項	必須
	6.2.3 画面要件	8 画面要件	20	画面等に関する利用者の操作性向上に資する事項	必須
	6.3 システム連携要件	9 システム連携要件	20	他システム等との適切な連携及び外部インターフェース構築に資する事項	必須

第6 性能要件	6.4.2 稼動時間 ・稼動率	10 稼動時間・稼動率	10	仕様書本文に記述した内容を満足する稼動時間・稼動率の内容	必須
	6.4.3 レスポンス	11 レスポンス	10	仕様書本文に記述した内容を満足するレスポンスの向上に資する事項	必須
	6.4.4 バッチ処理	12 バッチ処理	10	仕様書本文に記述した内容を満足するバッチ処理の内容	必須
	6.4.5 データ量	13 データ量	10	仕様書本文に記述した内容を満足するデータ保持の内容	必須
	6.4.6 同時アクセス	14 同時アクセス	10	仕様書本文に記述した内容を満足する同時アクセスについて記載すること。	必須
	6.4.7 ユーザ区分 と権限	15 ユーザ区分と権限	10	利用権限管理に資する事項	必須
	6.5.1 操作性	16 操作性	20	画面の視認性、画面遷移、操作性向上及び操作ミス防止に資する方策	必須
第7 操作性要件	6.5.2 アクセシビリティ	17 アクセシビリティ	10	アクセシビリティに係る一般的な事項	必須
	6.6.1 信頼性	18 信頼性	10	信頼性向上に資する事項	必須
第8 信頼性要件	6.6.2 拡張性	19 拡張性	10	本システムの拡張性向上に資する事項	必須
	6.6.3 上位互換性	20 上位互換性	10	上位互換性向上に資する事項	必須
	6.6.4 システム中立性	21 システム中立性	10	本システムの中立性向上に資する事項	必須
	6.7 セキュリティ要件	22 システムに係るセキュリティ	30	本システムに係る情報セキュリティ対策の向上に資する事項	必須
—		23 追加提案(第5から第9まで)	20	第5から第9までについて仕様書記載事項以外に付加提案事項があれば記載すること。	提案
第10 開発要件	7.1.1 開発スケジュール	24 スケジュール	30	本調達の導入期限までの完成に資する事項	必須
	7.4 開発環境	25 開発環境	10	仕様書本文に記述した内容を満足する開発環境に係る内容	必須
	7.1.2 開発体制	26 作業体制	10	本調達の適正かつ確実に達成するために有効な作業体制及び担当技術者の資格及び実務経験	必須
	27 役割分担	10	本システム開発における県と受託者との作業分担	必須	
	28 管理	10	本システム開発を適正かつ確実に達成するために有効な管理方法	必須	

第11 環境要件	7.2.1 ハードウェア構成	29 ハードウェア構成	10	本システムの運用に必要な機器内容	必須
	7.2.2 ソフトウェア構成	30 ソフトウェア構成	10	本システムの運用に必要なソフトウェア(O.S、ミドルウェア等)	
	7.2.3 ネットワーク構成	31 ネットワーク構成	5	本システムの運用に必要なネットワークに関する内容	
第12 セキュリティ(構築段階)	7.3 セキュリティ(構築段階)	32 セキュリティ(構築段階)	5	構築段階における情報セキュリティ対策	必須
第13 移行要件	7.5.1 システム移行	33 システム移行	35	適切かつ有効なシステム移行に資する方策	必須
	7.5.2 データ移行	34 データ移行	50	適切かつ有効なデータ移行に資する方策	必須
	7.5.3 研修計画	35 職員研修	10	システムの円滑な導入に向けた、利用者等による適切なシステム利用に資する研修内容	必須
第14 テスト・検収	7.6.1 テスト	36 テスト	30	適切かつ有効なテストの実施内容	必須
第15 導入・訓練 及びドキュメント	7.7 導入・訓練	37 導入・訓練	30	本調達に係る本システムの導入・訓練に資する事項	必須
	7.8 ドキュメント規定	38 ドキュメント規定	10	本システムのドキュメントについての適正な記述や管理に對する事項	必須
—		39 追加提案(第10から第15まで)	20	第10から第15までについて仕様書記載事項以外に付加提案事項があれば記載すること。	提案
第16 システム 運用・保守	8.1 運用・保守	40 運用・保守	50	本システムの稼働後、安定かつ効率的な運用・保守の実現に関する事項	必須
	8.2 SLA	41 SLA要件	10	本システムの稼働後、運用・保守の品質が確保されるサービスレベル	必須
	8.3 マニュアル	42 マニュアル	10	職員が利用するマニュアルに関する事項	必須
	—	43 追加提案(第16)	20	第16について仕様書記載事項以外に付加提案事項があれば記載すること。	提案
第17 要望一覧	6.2.5(3) 要望一覧	44 要望一覧	50	要望一覧への対応	必須
第18 ライフサイクルコスト	4.2(3) ライフサイクルコスト見積額	45 ライフサイクルコスト見積額	—	本システムに係るライフサイクルコスト見積額。なお、見積りに当たっては、経済的かつ効率的となる機器構成及び運用・保守業務の調達計画を	必須

			想定すること。
		1,300	

(別表第2)

分野	基準点	配点	比率 (%)
第1 全体評価		15点	1.15%
第2 企業評価		60点	4.61%
第3 基本要件	20点	60点	4.61%
第4 機能要件(別表第3)	250点	500点	38.46%
第5 業務要件(うち MPN, OSS, 番号制度等への対応)	20点 (6点)	60点 (20点)	4.61% (1.54%)
第6 性能要件	20点	60点	4.61%
第7 操作性要件	10点	30点	2.31%
第8 信頼性要件	13点	40点	3.08%
第9 セキュリティ要件	10点	30点	2.31%
第10 開発要件	23点	70点	5.39%
第11 環境要件	8点	25点	1.92%
第12 セキュリティ(構築段階)	1点	5点	0.39%
第13 移行要件	31点	95点	7.31%
第14 テスト・検収	10点	30点	2.31%
第15 導入・訓練及びドキュメント	13点	40点	3.08%
第16 システム運用保守	23点	70点	5.39%
第17 要望一覧	16点	50点	3.85%
追加提案		60点	4.61%
合計		1,300点	100.00%

(注) いずれかの分野の得点が、基準点に満たない場合は失格とする。

(別表第3)

税目	基準点	配点
自動車税	60点	
法人三税	55点	
個人事業税	30点	
不動産取得税	40点	
県民税利子割 [配当割・譲渡割]	25点	
ゴルフ場利用税	20点	
軽油引取税	35点	
個人県民税	15点	
県たばこ税	10点	
鉱区税	10点	
自動車取得税	10点	
狩猟税	10点	
収入管理	60点	
共通	30点	
滞納整理	45点	
宛名	45点	
合計	250点	500点

(注) 各税目の得点の合計が、基準点に満たない場合は失格とする。

税務課

**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、諏訪市飯島土地区画整理事業について、換地処分がありました。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部 守一

都市・まちづくり課

**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、諏訪市飯島土地区画整理組合の理事について、次のとおり就任の届出がありました。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部 守一

氏 名	住 所
岩 波 義 光	諏訪市大字四賀2193番地口号
河 西 重 雄	諏訪市大字四賀2173番地
河 西 成 治	諏訪市大字四賀2130番地1
北 澤 國 裕	諏訪市大字四賀2086番地
北 澤 修 一	諏訪市大字四賀2414番地3
北 澤 勝	諏訪市大字四賀7772番地

都市・まちづくり課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成26年5月18日に開催を予定していた佐久穂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案に係る公聴会については、中止します。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部 守一

**中止の理由**

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

**公告**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり行います。

平成26年5月15日

長野県公安委員会

**1 講習の対象者**

次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限

ります。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者

- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る同規則第8条に規定する合格証（以下「旧検定合格証」といいます。）の交付を受けている者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

**2 講習に係る警備業務の区分、講習の実施期日等及び場所****(1) 警備業務の区分及び実施期日等**

警備業務の区分	実施期日（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）	時 間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成26年7月7日（月）から7月16日（水）まで	
法第2条第1項第2号の警備業務	平成26年9月9日（火）から9月17日（水）まで	午前9時 から午後 5時まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成26年10月7日（火）から10月15日（水）まで	
法第2条第1項第4号の警備業務	平成26年10月21日（火）から10月28日（火）まで	

**(2) 場所**

千曲市大字磯部1144-4  
地方職員共済組合戸倉保養所名月荘

**3 受講定員**

各警備業務の区分毎に40人

**4 受講の手続****(1) 事前申込み****ア 事前申込みの方法**

(7) 講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

**イ 電話受付日**

警備業務の区分	電話受付日
法第2条第1項第1号の警備業務	平成26年6月9日(月)
法第2条第1項第2号の警備業務	平成26年7月29日(火)
法第2条第1項第3号の警備業務	平成26年8月18日(月)
法第2条第1項第4号の警備業務	平成26年9月19日(金)

#### ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

#### (2) 受講申込書の提出

- ア 講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して提出してください。
- (7) 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真(受講申込書に貼付)1枚
- (イ) 1の(1)に該当する者にあっては、受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する書面(以下「警備業務従事証明書」といいます。)
- (カ) 1の(2)に該当する者にあっては、1級の検定に係る合格証明書の写し
- (エ) 1の(3)に該当する警備員にあっては、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (オ) 1の(4)に該当する者にあっては、1級の旧検定合格証の写し
- (カ) 1の(5)に該当する警備員にあっては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (キ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

#### イ 提出期間

警備業務の区分	提出期間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成26年6月16日(月)から 6月20日(金)まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成26年8月18日(月)から 8月22日(金)まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成26年9月1日(月)から 9月5日(金)まで
法第2条第1項第4号の警備業務	平成26年9月29日(月)から 10月3日(金)まで

#### (3) 講習手数料

講習手数料は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

- ア 法第2条第1項第1号の警備業務 47,000円  
イ 法第2条第1項第2号の警備業務 38,000円  
ウ 法第2条第1項第3号の警備業務 38,000円  
エ 法第2条第1項第4号の警備業務 34,000円

#### 5 その他

- (1) 受講申込書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。
- (2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全

企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

#### 公告

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成26年5月15日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

#### 1 審査の種類、期日及び場所

種類	期日	場所
技能検定員審査	知識・技能 (普通)	平成26年6月 16日(月) 午前9時から 午後0時まで 塩尻市大字宗賀字桔梗 ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能 (大型二種、中型 二種、普通二種)	平成26年6月 23日(月) 午前9時から 午後0時まで
	車種追加 (けん引)	平成26年6月 19日(木) 午前9時から 午後5時まで
	車種追加 (普自二)	平成26年6月 18日(水) 午前9時から 午後5時まで
教習指導員審査	知識・技能 (普通)	平成26年6月 23日(月) 午前9時から 午後0時まで
	知識・技能 (大型二種、中型 二種、普通二種)	平成26年6月 23日(月) 午前9時から 午後0時まで
	車種追加 (けん引)	平成26年6月 25日(水) 午前9時から 午後5時まで
	車種追加 (普自二)	平成26年6月 20日(金) 午前9時から 午後5時まで

#### 2 審査方法

- (1) 技能検定員審査(普通、けん引又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

## (2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

## (3) 教習指導員審査（普通、けん引又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
教習に関する知識	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。	

## (4) 教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

## 3 審査の手続

## (1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課を経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証す

## る書面

## ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

## (2) 申請の受付期限

平成26年5月30日(金)までとする。

## (3) 審査手数料の額

## ア 技能検定員審査

## (7) 技能検定員審査(普通)

19,650円

## (4) 技能検定員審査(けん引)

14,500円

## (9) 技能検定員審査(普自二)

14,500円

## (1) 技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

21,850円

## イ 教習指導員審査

## (7) 教習指導員審査(普通)

11,800円

## (4) 教習指導員審査(けん引)

9,450円

## (9) 教習指導員審査(普自二)

9,450円

## (1) 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

12,850円

## ウ 審査細目についての審査を免除される者にあっては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により納付すること。(申請書に貼って、消印しないこと。)

## 4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手数料についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許課(東北信運転免許課)(電話 026-292-2345 内線 231)に行うこと。

**東北信運転免許課**

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月15日

長野県警察本部長 山崎晃義

## 1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等及び数量

交通管制センター上位系中央装置一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成27年3月1日から平成32年2月29日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 契約の履行に当たり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、日本工業規格の物品を納入できることを証明した者であること。

(6) 借入物品等に関し、特定銘柄物品又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの物品を納入(貸付け)できることを証明した者であること。

(7) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(8) 公正かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。

(9) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(10) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

## 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)の等級区分に格付けされていなければ、入札に参加することはできません。

## (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/sinse.html>

## (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

## (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026-235-7079

- 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市三輪1丁目6番15号 長野中央警察署内  
長野県警察本部交通部交通規制課交通管制センター  
電話 026-244-0110 内線 611
- 5 入札説明会の日時及び場所  
(1) 日時 平成26年5月21日(水) 午後1時  
(2) 場所 長野中央警察署内 交通管制センター
- 6 入札手続等  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成26年6月27日(金) 午後2時  
イ 場所 長野中央警察署内 4F会議室  
(3) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成26年6月26日(木) 午後5時  
イ 場所 長野中央警察署郵便番号 380-0803  
長野中央警察署内 交通管制センター  
(4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年6月13日(金)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもった者を落札者として決定します。
- 6 その他  
(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県警察本部長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。  
(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。
- 7 Summary  
(1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Central Computer of Traffic Control Center, 1 set  
(2) Lease duration:  
From March 1, 2015 until February 29, 2020

- (3) Delivery places:  
As mentioned in the tender description and specification  
(4) Contact place for information about the tender;  
description/conditions/and other inquiries:  
Traffic Control Center,Nagano Prefectural Police Headquarters  
1-6-15 Miwa Nagano City  
TEL:026-244-0110 EXT: 611  
(5) Time and place for the tender and bid opening:  
Time:2:00p.m., Jun 27,2014  
Place:Conference Room (4F)of Nagano Chuo Police Station  
(6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:  
Time:5:00p.m., Jun 26,2014  
Place:Traffic Regulation Division,Nagano Prefectural Police Headquarters  
380-8510(Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquartes)

交通規制課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月15日

長野県警察本部長 山崎晃義

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
佐久警察署仮設庁舎 一式  
(2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書によります。  
(3) 借入期間  
平成27年3月1日から平成29年8月31日まで  
(4) 借入場所  
佐久市大字岩村田1156-2  
佐久警察署  
(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により、入札に参加することができないとされた者でないこと。  
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 実施設計業務において1級建築士を配置できる者であること。
- (4) 仮設庁舎の建築等において1級建築施工管理技士を配置できる者であること。
- (5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第6条第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (7) 過去15年間に、1棟あたりの床面積が1,000平方メートルかつ3階建て以上の仮設建物を設置した実績を有する者であること。
- (8) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

### 3 一般競争又は競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者は2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に格付けされていなければ、入札に参加することはできません。

#### (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

#### (2) 申請を行う時期

随时受け付けます。

#### (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

### 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部会計課施設室

電話 026(233)0110

### 5 入札手続等

#### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年6月24日(火)午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎302号会議室

#### (3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年6月13日(金)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもった者を落札者として決定します。

### 6 その他

詳細は、入札説明書によります。

### 7 Summary

#### (1) Nature of the products to be leased:

1 set of temporary prefabricated police station government buildings

#### (2) Lease duration:

From March 1, 2015 until August 31, 2017

#### (3) Delivery place:

Saku Police Station Government

#### (4) Contact place for information about the tender; Description/conditions/and other inquiries:

Nagano Prefectural Police Headquarters,  
692-2 Aza Habashita, Oaza Minaminagano, Nagano City  
TEL. 026-233-0110 Ext.2236

#### (5) Time and place for the tender and Bid opening:

Time: 10:00 AM June 24, 2014

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex

会計課



### 長野県訓令第13号

本府内部部局

長野県法規審査委員会規程(昭和32年長野県訓令第1号)の一部を次のように改正します。

平成26年5月15日

長野県知事 阿部守一  
別表第1中「企画課長」を「総合政策課長」に、「情報公開・私学課長 市町村課長 行政改革課長」を「情報公開・法務課長 行政改革課長 文化政策課長」に、「観光企画課長」を「山岳高原觀光課長」に改める。

情報公開・法務課